令和3年

第3回おいらせ町議会定例会

議案書

(総務文教常任委員会発議)

青森県おいらせ町

令和3年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 目次

発議第4号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書の提出について	1
	以下余白	

発議第4号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源 の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおりおいらせ町議会会議規則第14 条第3項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 9 日

提出者 おいらせ町議会 総務文教常任委員会委員長 澤 上 訓

提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大は、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面している。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、国等に対し地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の 根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性 革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として 講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等 により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の 到来をもって確実に終了すること。

- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税 の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じ て行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方 税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 日

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 財務大臣 殿 総済産業大臣 殿 経済産房長官 殿 経済再生担当大臣

青森県おいらせ町議会議長 西 舘 秀 雄

意見書の解説

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と 改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下 回らないように質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に 伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合 理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

【解説】

令和4年度以降3年間の地方一般に源総額については、「経済財政運営と改革の基本方斜2021」において「実質的に同水準を確保する」とされているが、一方で、社会保障関係経費が毎年度増加することが見込まれる。「同水準の確保」では、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分で対応されるおそれがある。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

【解説】

固定資産税額は、全国出9兆2,591億円(令和2年度決算見込額)である。経済界は、従来から償却資産に対する課税の廃止を求めており、延長が繰り返されると、制度改正につながりかねない。

また、設備投資など経済対策として講じられる措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税、特に市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきものではない。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

【解説】

土地に係る固定資産税は、3年毎に評価替えを実施する市町村の極めて重要な地方税である。

本件の負担調整措置により、地価上昇で税額が増加する場合であっても、前年度の税額に据え置かれるため、公平性の観点からも問題がある。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

【解説】

本件の措置は、率費税率の引き上げに伴う需要と準化策として設けられたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として延長され、令和3年度税制改正により再延長(令和3年12月末まで)された。

本件の措置に伴う減収額については、全額国費で補塡されるが、臨時的 軽減が繰り返されることは特例が恒久化し、同税の縮小等につながりかねない。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

【解説】

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、地方自治体に期待される役割は一層高まっている。国からの補助金・交付金等にとどまらず、地方自治体が地域の実情に応じて裁量をもって必要な対策を柔軟に進めることができる一般財源の確保が不可欠である。

炭素に係る税として、炭素税(仮称)を創設する場合、また既存の地球温暖化対策のための税(国税)の拡充をする場合には、地方税または地方譲与税として地方に税源配分を求めるものである。